



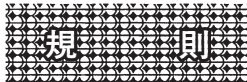
長野県報

12月28日(水)
平成17年
(2005年)
号外

目次

規則

事務処理規則の一部を改正する規則(行政システム改革チーム) 1



事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布します。
平成17年12月28日

長野県知事 田中康夫

長野県規則第72号

事務処理規則の一部を改正する規則

事務処理規則(昭和39年長野県規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表第2の5の(3)中「町村その他」を削り、同アの(ウ)中「(市と町村で設置するものを含む。(カ)において同じ。)」を削り、同(キ)中「(市と町村又は組合で設置するものを含む。)」を削り、同(ク)中「(市と町村又は組合間の委託に係るものを含む。)」を削り、同(シ)中「(市と町村又は組合で組織するものを含む。(ス)から(リ)までにおいて同じ。)」を削り、同(ク)中「(市と町村又は組合で組織するものを含む。(フ)から(ニ)までにおいて同じ。)」を削り、同イを削り、同ウを同イとし、同(4)中「町村の」を削り、同(7)中「第9条の4第1項」を「第9条第1項」に改め、同(25)の(ア)中「町村の社会福祉協議会」を「市町村社会福祉協議会」に改め、同(88)中「管轄区域内にある」を削り、同(89)の(イ)中「(3)の(ア)の(エ)(市町村計画に係るものに限る。)(コ)(ス)及び(ネ)(5)」を削り、「並びに(24)から(86)まで」を「(24)から(86)まで、(88)及び(90)」に改め、同(90)中「管轄区域内の」を削り、同6の(7)中「及び(5)」を「から(5)まで」に改める。

別表第8の2の(2)の(ア)中「(市と町村又は組合で組織するものを含む。)」を削り、同(4)中「第9条の2」を「第7条」に改め、同(13)中「(2)のウ、(3)から(10)まで及び(12)」を「から(12)まで」に改める。

附則

この規則は、平成18年1月4日から施行する。

行政システム改革チーム